

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
渡部工務店・中田建設 特別共同企業体	代表取締役 渡部 成人	安来市飯島 412 - 1	令和 5 年 6 月 20 日から 令和 5 年 7 月 3 日まで (2 週間)
(株)渡部工務店	代表取締役 渡部 成人	安来市飯島 412 - 1	同上
(有)中田建設	代表取締役 中田 孝幸	安来市赤江町 164	同上

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は下請け(株)布部組の社員による労働災害に関し、松江労働基準監督署からは是正勧告を受けた。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第 1 第 7 号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱  
別表第 1 第 7 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間 以上 4 月以内 (故意又は重過失の場合、1 月以上)

⑤構成員の指名停止について

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱第 7 条 2 項により、構成員の株式会社 渡部工務店、有限会社 中田建設についても同様の指名停止措置を行う。